

資料3 社会福祉法人(社会福祉協議会も含む)が所有する自動車に係る減免

1 減免の対象となる自動車

次のいずれかに該当する自動車は減免の対象となります。

- (1)社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人が所有し、裏面【表1】の事業の用に供する自動車
- (2)社会福祉法第109条又は第110条に規定する社会福祉協議会が所有し、その本来の事業の用に供する自動車

※リース車は対象とはなりません。

2 申請期限

	申請期限	減免できる税目
新規登録による取得 (新車・中古車新規登録)	申告書を提出した日(登録の日) から30日以内	種別割 環境性能割
移転登録による取得 (名義変更)		種別割 ^{※1} 環境性能割
従来から所有している自動車 (4月1日午前0時時点で 所有している自動車)	納期限まで ※郵送の場合は当日消印有効 [例:納期限が5月31日の場合] 4月1日～5月31日まで ※5月31日が土・日曜日の場合は翌開庁日まで	種別割

※1:前納税義務者が非課税団体の場合に限る。

※新規登録・移転登録による取得の場合で、申告書を提出した日(登録の日)に減免申請書の提出がない場合は、自動車税(種別割・環境性能割)を納付いただき、減免承認後に還付となります。

※申請期限を過ぎると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)のでご注意ください。

※毎年度申請が必要です。

※不備があると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)ので、郵送の場合は特にご注意ください。(例:申請書の記入漏れ、添付書類の不足)

減免申請書チェックリストを配布していますので、ご活用ください。

3 申請に必要な書類

提出書類	説明
自動車税種別割減免申請書 (その1)	
自動車税環境性能割減免申請書 (その4)	環境性能割が課税される場合のみ、申請できます。
定款の写し	同日に複数台申請する際は1部で構いません。
自動車検査証写し及び自動車検査証記録事項写し または登録事項等証明書の写し	有効期間内であること 自家用・事業用の別が【自家用】となっていること 車検証の記載内容に相違ないこと。 (旧名称、旧住所等の記載のままでは受付できません)
運行実績報告書 又は 運行計画書(新規登録自動車に限る)	直近3ヶ月間の運行実績を報告ください。 ※運行実績がない場合は理由書を添付ください。(自由様式) ※運行計画書は減免対象事業との関連性がわかるよう、自動車の用途、運行区間、運行スケジュール、乗車対象者等を具体的に記入してください。(自由様式)
【5台以上申請する場合】 申請車両リスト	申請車両リスト(登録番号のみの記載でかまいません)を添付してください。(自由様式)

【表1】減免対象事業

■第一種社会福祉事業

以下の施設を経営する事業	設置根拠法
救護施設	生活保護法
更生施設	
その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業	
生計困難者に対して助葬を行う事業	
乳児院	児童福祉法
母子生活支援施設	
児童養護施設	
障害児入所施設	
児童心理治療施設	
児童自立支援施設	
養護老人ホーム	老人福祉法
特別養護老人ホーム	
軽費老人ホーム	
障害者支援施設	障害者総合支援法
授産施設	

■第二種社会福祉事業

以下の事業の実施又は施設を営むもの	設置根拠法	
障害児通所支援事業	児童福祉法	
障害児相談支援事業		
母子家庭等日常生活支援事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法	
寡婦日常生活支援事業		
母子・父子福祉施設を営む事業		
老人居宅介護等事業	老人福祉法	
老人デイサービス事業		
老人短期入所事業		
小規模多機能型居宅介護事業		
認知症対応型老人共同生活援助事業		
複合型サービス福祉事業		
老人デイサービスセンターを営む事業		
老人短期入所施設を営む事業		
老人福祉センターを営む事業		
老人介護支援センターを営む事業		
障害福祉サービス事業		障害者総合支援法
一般相談支援事業		
特定相談支援事業		
移動支援事業		
地域活動支援センターを営む事業		
福祉ホームを営む事業	身体障害者福祉法	
身体障害者の更生相談に応ずる事業		
知的障害者の更生相談に応ずる事業	知的障害者福祉法	

電話お問い合わせ先： 沖縄県税コールセンター TEL 098-943-5021

申請窓口

※納税義務者の住所により申請窓口が異なりますので、沖縄県のHPで確認するか、上記コールセンターにお問い合わせください。
 ※新規登録時の自動車税(種別割)および自動車税(環境性能割)は、従前どおり自動車税事務所が減免申請窓口です。

沖縄県那覇県税事務所
〒900-0029
那覇市旭町116-37
(南部合同庁舎) 3階
TEL 098-867-1066
FAX 098-867-1146

沖縄県自動車税事務所
〒901-2134
浦添市港川1500-10
TEL 098-879-1621
FAX 098-879-1620

沖縄県コザ県税事務所
〒904-2155
沖縄市美原1-6-34
(中部合同庁舎) 1階
TEL 098-894-6502
FAX 098-937-2501

沖縄県名護県税事務所
〒905-0015
名護市大南1-13-11
(北部合同庁舎) 1階
TEL 0980-52-5138
FAX 0980-54-0087

宮古事務所県税課
〒906-0012
宮古島市平良字西里1125
(沖縄県宮古合同庁舎) 1階
TEL 0980-72-2553
FAX 0980-73-4115

八重山事務所県税課
〒907-0002
石垣市字真栄里438-1
(沖縄県八重山合同庁舎)
TEL 0980-82-3045
FAX 0980-82-2044

●減免の申請書様式は、沖縄県のホームページからダウンロードすることができます。

URL: https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/zeimu/choshu/191001_jidousya_gaiyou.html

沖縄県 自動車税 減免

検索